

振草溪谷県立自然公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

(案)

令和 年 月 日

愛 知 県

振草溪谷県立自然公園

指 定 書

目 次

1 変更理由	5
2 地域の概要	6
(1) 景観の特性	6
ア 地形、地質	6
イ 植 生	6
ウ 野生動物	7
エ 自然現象	7
オ 人文その他の特殊景観	7
(2) 利用の現況	8
(3) 社会経済的背景	8
ア 土地所有別	8
イ 人口及び産業	8
(ア) 人 口	8
(イ) 産 業	9
ウ 権利制限関係	10
(ア) 保 安 林	10
(イ) 史跡名勝天然記念物	10
(ウ) そ の 他	10
3 公園区域	11

1 変更理由

振草溪谷県立自然公園は、大千瀬川（通称「振草川」）及びその支流の御殿川、鴨山川による溪谷景観と明神山、御殿山からなる山岳景観を合せ持つ景勝地域である。

本公園は昭和44年3月14日に県立自然公園に指定された。その後、社会経済情勢の変化、公園区域内及び周辺地域の土地利用、公園利用の形態の変化等に対応し、本公園内の景観や植生、野生動物等を適切に保護し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進していくために、公園区域及び公園計画全体について平成13年の再検討が行われた。

平成13年の見直し（再検討）から20年が経過し、社会経済情勢等の変化により、公園区域線等が不明確となった箇所や利用実態と異なる施設が生じるなど、公園計画の一部について変更が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本公園の自然景観、植生及び野生鳥獣等を適切に保護し、それらを基盤として公園利用を積極的に推進していくため、公園計画の点検（第1回）を行うものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

振草溪谷県立自然公園の地形は、明神山、御殿山、尾籠岩山といった火山性及び構造性の山地連峯であり、大千瀬川（通称「振草川」）及びその支流である御殿川、鴨山川といった溪谷にはV字谷や溪流、淵、滝が見られる。

地質は、中央構造線（西南日本を内帯と外帯に分ける大断層線）の内帯に属する火成岩（安山岩、玄武岩、花崗岩等）及び変成岩（片麻岩等）から構成されており、不整合に新生代（新第三紀）の成層岩（海成層や凝灰岩等）から成る。

特に、明神山、御殿山及び尾籠岩山の山頂部にはデイサイトが分布するなど特徴的な地域である。

イ 植 生

振草溪谷県立自然公園の植生は、大千瀬川及びその支流周辺には落葉広葉樹林が分布し、明神山、尾籠岩山の山頂や尾根部には針葉樹林といった天然林が分布するが、当該公園の殆どはスギ、ヒノキの植林地である。

特記すべきは、明神山や尾籠岩山の尾根部に自生するホソバシヤクナゲの群生地が挙げられる。

ウ 野生動物

ほ乳類ではニホンザル、ニホンカモシカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ツキノワグマなどの大型の獣類が観察されている。鳥類は山地分布型の鳥相であり、両生類では、モリアオガエル、カジカガエルをはじめ、溪流に生息するような種が確認され、昆虫相は山地性といわれる昆虫が見られ、暖地性昆虫も河川に沿って上流域まで分布を広げている。また、溪流などの比較的きれいな水に生息する水生昆虫をはじめ、ホタルなど多く生息している。魚類は大千瀬川や御殿川、鴨山川を主として、アマゴ、アユなどが生息する。県下でも自然環境が残っているため比較的多い種がいるが、植物相を基盤としている動物にとって、人工林の多い環境では動物相は比較的単純なものと考えられる。

エ 自然現象

本公園は、愛知県の山間部に位置し、標高は海拔200m～1,000m、年間平均気温は14℃前後といった内陸性気候を呈しており、年間降水量は2,000mm程ある。

オ 人文その他の特殊景観

特殊景観としての地学景観は、柱状節理や淵が挙げられ、大千瀬川をはじめその支川では各所に淵や節理が見られる。

生物景観としては、野生動物ではカジカガエルやモリアオガエルといった希少生物の生息が挙げられ、良好な生息環境が残されている。野生植物では明神山や尾籠岩山の尾根部当に自生するホソバシャクナゲの群生地が挙げられ、本種は本地域を代表する固有種で鳳来寺山系の植物の象徴的な存在である。

文化景観としては、史跡では設楽城跡や社寺では槻神社、風俗では国の重要無形民俗文化財である「花祭」が挙げられる。

(2) 利用の現況

本公園の主な利用形態は、恵まれた自然環境から、登山や溪谷の探勝、ならびに千代姫荘などでの施設利用、釣り、キャンプなど、四季を通じた野外レクリエーションの利用があり、概ね通年にわたり利用されている。なお、最近の利用者数は、平成30年には15千人、令和元年には13千人となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は、国有地2.6%、公有地5.5%、私有地91.9%となっており、私有地の占める割合が高い。

(国有地57ha、公有地121ha、私有地2,020ha)

イ 人口及び産業

(ア) 人口

(単位：人)

市町村別	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
東栄町	7,706	6,752	6,236	5,898	5,441	5,124
合計	7,706	6,752	6,236	5,898	5,441	5,124

市町村別	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
東栄町	4,717	4,347	3,757	3,446
合計	4,717	4,347	3,757	3,446

(注) 国勢調査による。

(イ) 産 業

市町村別	産 業 別	平成27年 (人)	構成比 (%)
東 栄 町	就業者総数	1,567	100.0
	第1次産業	131	8.4
	第2次産業	462	29.5
	第3次産業	974	62.2
合 計	就業者総数	1,567	100.0
	第1次産業	131	8.4
	第2次産業	462	29.5
	第3次産業	974	62.2

(注) 国勢調査による。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指 定 年 月 日
土砂流出防備	愛知県北設楽郡東栄町地内	150	昭27. 9. 10
水源かん養	愛知県北設楽郡東栄町地内	274	昭30. 3. 31
保健	愛知県北設楽郡東栄町地内	35 (35)	昭57. 12. 17

(注) () は上記水源かん養との重複面積を示した。

(イ) 史跡名勝天然記念物

指 定	名 称	位 置	指 定 年 月 日
県指定(史)	設楽城跡	愛知県北設楽郡東栄町地内	昭40. 5. 21

(注) (史) : 史跡

(ウ) その他

(砂防指定地)

位 置	重複面積 (ha)	指 定 年 月 日
愛知県北設楽郡東栄町地内	321	昭30. 6. 3 昭45. 7. 6 昭46. 2. 13 昭46. 4. 8 昭47. 3. 1

3 公園区域

振草溪谷県立自然公園の区域を次のとおりとする。

(公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
愛 知 県	北設楽郡東栄町 大字月、大字中設楽、大字奈根、大字振草及び大字本郷 の各一部	2,198
合 計		2,198

振草溪谷県立自然公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1	変更理由	1 7
2	事業計画	
	(1) 利用施設計画	
	ア 単独施設	1 8
	イ 道路	2 0
	(ア) 車道	2 0
	(イ) 歩道	2 0
3	参考事項	
	(1) 指定植物	2 2
	(2) 過去の経緯	2 3
	(3) 公園区域	2 4
	(4) 保護規制計画	2 5
	ア 特別地域	2 5
	(ア) 第3種特別地域	2 5
	(5) 利用施設計画	2 8
	ア 単独施設	2 8
	イ 道路	3 0
	(ア) 車道	3 0
	(イ) 歩道	3 0

1 変更理由

振草溪谷県立自然公園の区域は愛知県の奥三河地方、東栄町内にある。面積は 2,198 ha で、大千瀬川（通称「振草川」）及びその支流の御殿川、鴨山川による溪谷景観と明神山、御殿山からなる山岳景観を合わせ持つ自然公園である。

振草溪谷県立自然公園は、昭和 44 年 3 月に県立自然公園に指定され、その後平成 13 年に、社会経済情勢の変化、公園区域内及び周辺地域の土地利用、公園利用の形態の変化等に対応し、当公園内の風致景観、植生、野生動物等を適切に保護し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進するため、公園区域及び公園計画全体について再検討を行った。

今回は、平成 13 年の再検討後の自然的・社会的状況の変化をふまえ、当公園の風致景観、植生、野生動物等の保護と、それらを基盤とした公園利用を推進する観点から調査を行った結果、公園区域線等が不明確となった箇所や利用実態等と異なる施設が生じるなど、公園区域線等の見直しや施設計画の一部を変更する必要性が生じている。そのため、第一次点検の結果として、公園計画の一部について変更を行うものである。

2 事業計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表 1 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
1 2	駐車場	北設楽郡東栄町（明神山）

② 変更

次の単独施設を変更する。

(表 2 : 単独施設変更表)

現 行				
番号	種 類	位 置	整備方針	告示年月日
5	園地	北設楽郡東栄町（大字本郷）	東栄町大字本郷地域の利用増進を図るため、園地を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日

整備方針	旧計画との関係
東栄町明神山地域の利用増進を図るため、駐車場を整備する。	新規

変更		理由
位置	整備方針	
北設楽郡 東栄町(大字本郷)	東栄町大字本郷(三ツ瀬登山口周辺)地域の利用増進を図るため、園地を整備する。	三ツ瀬登山口周辺は、明神山への登山道が既にあり、公園利用者の散策、自然観察等の自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設として、明神山登山及びその周辺の公園利用増進を図る。

イ 道路

(ア) 車道

① 追加

次の車道を追加する。

(表 3 : 車道追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
3	隧道口三ツ瀬線	起点：北設楽郡東栄町（大字奈根） 終点：北設楽郡東栄町（大字本郷）	三ツ瀬

② 削除

次の車道を削除する。

(表 4 : 車道削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
1	本郷線	起点：北設楽郡東栄町（大字本郷） 終点：北設楽郡東栄町（大字本郷）	—	昭和 44 年 3 月 14 日

(イ) 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表 5 : 歩道追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
4	三ツ瀬登山道	起点：北設楽郡東栄町（大字本郷） 終点：北設楽郡東栄町（明神山）（公園境界）	三ツ瀬峠

整備方針	旧計画との関係
明神山の三ツ瀬登山口への主要な車道であり、町道でもあり、明神山登山及びその周辺の公園利用増進を図るため、車道として整備する。	新規

理由
現に町道 143 号（本郷下川線）として存在するが、振草溪谷県立自然公園の主たる利用地点への連絡はなく、天竜奥三河国定公園の車道（利用施設計画）との連続性もないため削除する。

整備方針	旧計画との関係
三ツ瀬登山口から明神山への主要な歩道であり、明神山登山及びその周辺の公園利用増進を図るため、歩道として整備する。	新規

3 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 6 : 指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イシモトソウ	オオフジシダ、ナチシダ
シノブ	シノブ
チャセンシダ	アオガネシダ、クモノスシダ
ウラボシ	イワヒトデ、ヤノネシダ、イワオモダカ
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ及びケスハマソウを含む。)、キクザキイチリンソウ、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、セリバオウレン、セツブンソウ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	イカリソウ
ウマノスズクサ	スズカカンアオイ、ヒメカンアオイ
ユキノシタ	ウメバチソウ、カエデダイモンジソウ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む。)
スマレ	イチゲキスマレ (キスマレ)
イワウメ	ヤマイワカガミ
ツツジ	ドウダンツツジ、イワナンテン、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、ホソバシャクナゲ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ及びオキシシャクナゲを含む。)、アケボノツツジ (アカヤシオを含む。)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、ジングウツツジ、サラサドウダン、カインササラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)、チチブドウダン
サクラソウ	クリンソウ
ゴマノハグサ	ミカワシオガマ
イワタバコ	イワタバコ
キク	エンシュウハグマ、ミコシギク、ヒゴタイ
ユリ	ステゴビル、シライトソウ、カタクリ、ヤマユリ、ササユリ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、バイケイソウ、ミカワバイケイソウ
アヤメ	ノハナショウブ
ホシクサ	シラタマホシクサ
イネ	ウンヌケ
ラン	イワチドリ、シラン、エビネ、ナツエビネ、キンラン、クマガイソウ、セッコク、サワラン (アサヒラン)、サギソウ、コ克蘭、ウチョウラン、トキソウ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 44 年 3 月 14 日	公園区域の指定 (愛知県告示第 128 号)
昭和 45 年 12 月 28 日	公園区域の変更 (本公園については変更なし) (愛知県告示第 1037 号)

イ 公園計画

昭和 44 年 3 月 14 日	公園計画の決定及び特別地域の指定 (愛知県告示第 129 号)
昭和 45 年 12 月 28 日	公園計画の変更及び特別地域の区域の変更 (本公園 については変更なし) (愛知県告示第 1038 号)
平成 13 年 10 月 9 日	公園計画の変更 (再検討) (愛知県告示第 711 号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 7 : 公園区域表)

市町村名	区 域	面積 (h a)
北設楽郡東栄町	大字月、大字中設楽、大字奈根、大字振草及び大字 本郷の各一部	2,198
合 計		2,198

(4) 保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 8 : 特別地域総括表)

市町村名	区 域	面積 (ha)
北設楽郡東栄町	大字月、大字中設楽、大字奈根、大字振草及び大字本郷の各一部	2,000
合 計		2,000

(ア) 第 3 種特別地域

次の区域を第 3 種特別地域とする。

(表 9 : 第 3 種特別地域総括表)

市町村名	区 域	面積 (ha)
北設楽郡東栄町	大字月、大字中設楽、大字奈根、大字振草及び大字本郷の各一部	2,000
合 計		2,000

(表 10 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
振草溪谷 御殿山 明神山	北設楽郡東栄町 大字月、大字中設楽、大字奈根、大字振草及び大字本郷 の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
天竜奥三河国定公園に接し、大千瀬川の上流部である通称「振草川」の振草溪谷といわれる溪谷景観と、明神山、御殿山の山岳景観を合わせもつ自然景観の地域である。	2,000
合 計	2,000

(5) 利用施設計画

利用施設計画は次のとおりである。

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 1 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	駐車場	北設楽郡東栄町（大字振草）
2	休憩所	北設楽郡東栄町（大字振草）
3	園地	北設楽郡東栄町（御殿山）
4	駐車場	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
5	園地	北設楽郡東栄町（大字本郷）
6	駐車場	北設楽郡東栄町（大字本郷）
7	宿舎	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
8	野営場	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
9	園地	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
1 0	休憩所	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
1 1	公衆便所	北設楽郡東栄町（大字中設楽）
1 2	駐車場	北設楽郡東栄町（明神山）

整備方針	旧計画との関係
東栄町大字振草地域の利用増進を図るため、駐車場を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町大字振草地域の利用増進を図るため、休憩所を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町御殿山地域の利用増進を図るため、園地を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、駐車場を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町大字本郷地域の利用増進を図るため、園地を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町大字本郷地域の利用増進を図るため、駐車場を整備する。	昭和 44 年 3 月 14 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、宿舎を整備する。	平成 13 年 10 月 9 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、野営場を整備する。	平成 13 年 10 月 9 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、園地を整備する。	平成 13 年 10 月 9 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、休憩所を整備する。	平成 13 年 10 月 9 日告示
東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、公衆便所を整備する。	平成 13 年 10 月 9 日告示
東栄町明神山地域の利用増進を図るため、駐車場を整備する。	新規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 1 2 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間
2	先林小路野線	起点：北設楽郡東栄町（大字中設楽） 終点：北設楽郡東栄町（大字中設楽）
3	隧道口三ツ瀬線	起点：北設楽郡東栄町（大字奈根） 終点：北設楽郡東栄町（大字本郷）

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 1 3 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
1	御殿山線	起点：北設楽郡東栄町（大字振草） 終点：北設楽郡東栄町（大字月）
2	月明神山線	起点：北設楽郡東栄町（大字月） 終点：北設楽郡東栄町（明神山）
3	小路野明神山線	起点：北設楽郡東栄町（大字中設楽） 終点：北設楽郡東栄町（明神山）（公園境界）
4	三ツ瀬登山道	起点：北設楽郡東栄町（大字本郷） 終点：北設楽郡東栄町（明神山）（公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	東栄町大字中設楽地域の利用増進を図るため、車道を整備する。	昭和44年3月14日告示
三ツ瀬	明神山の三ツ瀬登山口への主要な車道であり、町道でもあり、明神山登山及びその周辺の公園利用増進を図るため、車道として整備する。	新規

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
御殿山	東栄町御殿山地域の利用増進を図るため、歩道を整備する。	昭和44年3月14日告示
岩山	東栄町明神山地域の利用増進を図るため、歩道を整備する。	昭和44年3月14日告示
明神山	東栄町明神山地域の利用増進を図るため、歩道を整備する。	昭和44年3月14日告示
三ツ瀬峠	三ツ瀬登山口から明神山への主要な歩道であり、明神山登山及びその周辺の公園利用増進を図るため、歩道として整備する。	新規